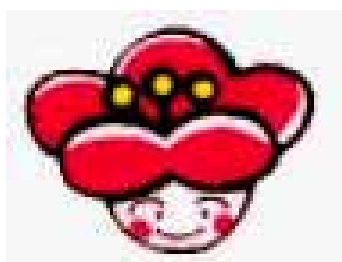


真室川町地域情報化計画

－ ITで創る21世紀の真室川町 －



真室川町

目次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 情報化の展望 | 2 |
| 1 情報化を進める意義 | 2 |
| 2 国・県における情報化の現状 | 3 |
| 3 真室川町における情報化への取組 | 6 |
| 第2章 真室川町情報化の課題 | 29 |
| 第3章 真室川町情報化の目標 | 31 |
| 1 情報化の理念 | 31 |
| 2 情報化の目標 | 32 |
| 3 総合的・地域情報化推進体制の目標 | 36 |
| 第4章 情報化施策の展開 | 37 |
| 1 暮らしに関する情報化施策の展開 | 37 |
| 行政の情報化 | 37 |
| 防災の情報化 | 40 |
| 2 教育・文化に関する情報化施策の展開 | 42 |
| 教育分野における情報化 | 42 |
| 地域における情報化 | 43 |
| 3 保健・福祉に関する情報化施策の展開 | 45 |
| 4 産業に関する情報化の展開 | 47 |
| 5 情報化で配慮すべき事項 | 50 |
| 第5章 地域情報化の実現に向けて（アクションプログラム） | 51 |
| 1 3年間の重点目標 | 51 |
| 2 平成18年度情報化アクションプログラム | 54 |
| 3 平成19年度情報化アクションプログラム | 66 |
| 4 平成20年度情報化アクションプログラム | 67 |
| 第6章 情報化への取組み | 68 |
| 1 地域情報化の課題解決手法の検討 | 68 |
| 2 整備財源の検討 | 69 |
| 3 先進的取組みの事例 | 71 |
| 参考 IRU | 76 |

第1章 情報化の展望

近年におけるコンピュータやインターネットなど、情報通信技術の革新は「マウスイヤー」と呼ばれるほどめまぐるしく、情報化の潮流は社会・経済産業の形態にも大きな変化をもたらしています。

私たちの日常生活においても情報化が深く関わりつつあり、これまでの枠組をこえた動きや政策が展開されようとしています。

本章では真室川町地域情報化計画を策定するにあたり、情報化の意義や動向を整理したうえで、近年の情報通信がどのように変化しているか、また、それらが私たちの暮らしや社会にどのような変化をもたらすのか展望します。

1 情報化を進める意義

近年、情報通信分野での技術の進展は著しく、パソコンやインターネットの普及にみられるように生活の中への情報機器や情報通信ネットワークの浸透は急速に進んでいます。特にIT革命の主役といわれるインターネットに、高速大容量、常時接続、低廉な料金に象徴される本格的なブロードバンド時代が到来したことがあげられます。

ブロードバンドは、大容量で魅力のあるコンテンツのスムーズな流通、情報や知識の短時間での受発信、さらにはネットワークの多様な利活用を可能とするものです。

そうした状況の中、私たちの日常生活や社会に「情報化」はどのような変化をもたらし、どのような利便性をもたらすのでしょうか。

一般的に電子化された情報には次のような特性があるといわれています。

- 1) 処理が高速で正確であること
- 2) データの蓄積、検索が容易であること
- 3) データの収集、作成、編集、加工が容易であること
- 4) データの共有、相互利用が容易であること
- 5) 物理的距離や時間の制約を超え、その場にいなくても目的を果たせる環境が
つくられること

こうした特性により「いつでも・どこでも・だれでも」が必要な情報を多くの選択肢の中から、速く正確に得ることができるようになります。また、それを応用できる範囲は社会や生活の分野すべてに及び、あらゆる活動の基盤となり得るものとなっています。

つまり「情報化」の進展は、従来あった多くの制約を取り除き、私たちの生活はもとより、地域活動や経済産業に多大なる効果をもたらすものと思われれます。その適切な推進は、地域発展の大きな鍵を握っているといえます。

2 国・県における情報化の現状

(1) 国の情報化の現状

政府は「世界最先端のIT国家になる」ことを目標に「e-Japan戦略」、「e-Japan戦略」を推進しました。この結果、ブロードバンドインフラの整備利用拡大、高機能携帯電話の普及等、飛躍的に世界最高の水準に到達しましたが、行政サービス、医療、教育分野等における住民満足度の向上、地域・世代間の情報格差是正、セキュリティ対策、防災・災害対策、企業経営における国際競争力の強化、国際貢献と改善すべき課題が存在しています。2006年1月策定の「IT新改革戦略」では、ITの構造改革力を追求し、世界のIT革命を先導するフロントランナーとして、2010年度にはITによる改革が完成することを目指しています。

今後、政府が一丸となって「重点計画 2006」を迅速に実施し、状況に応じ、この計画に記載された施策を加速・前倒しすることにより、「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を目指しています。

そのなかで、国レベルでは、

- 1) ITによる医療の構造改革
- 2) ITを駆使した環境配慮型社会
- 3) 世界に誇れる安全で安心な社会
- 4) 世界一安全な道路交通社会
- 5) 世界一便利で効率的な電子行政
- 6) IT経営の確立による企業の競争力強化
- 7) 生涯を通じた豊かな生活
- 8) ユニバーサルデザイン化されたIT社会
- 9) デジタルディバイドのないインフラ整備
- 10) 世界一安心できるIT社会
- 11) 次世代を見据えた人的基盤づくり
- 12) 世界に通用する高度IT人材の育成
- 13) 次世代のIT社会の基盤となる研究開発の推進

など日本社会が抱える課題を提示し、2010年度までに解決するようスケジュールを明文化しています。



(2) 山形県の情報化の動向

山形県では、「より豊かに生きる、よりよい地域を創る」を計画の基本目標として、「新しい価値とサービスを創造する」、「知識の補完・相乗による知的共鳴により感動する」、「誰もがITの恩恵を享受できる」、「生活利便性が実感できる社会」、「安全・安心を実感できる」という5つの要素を地域社会の重要な構成として取り上げ、ITを活用して実現を目指しています。

具体的には、平成16年3月に「やまがたIT戦略2004」が策定され、ブロードバンド環境の拡大に加え、産業の活性化、生活利便性の向上による住民満足度の向上など地域が抱える諸課題の解決手段としても大きな期待が寄せられているとともに、21世紀の均衡ある県土の発展が掲げられています。

やまがたIT戦略2004より

山形県の情報化の目標

1. 新しい価値を創造していく社会
2. 知識の補完・相乗がなされ知的共鳴する社会
3. 誰もがITの恩恵を享受できる社会
4. 生活利便性が実感できる社会
5. 安全・安心を実感できる社会

目標実現に向けた推進方策

1. 新しい価値を創造していく社会
 - (1) 企業と情報産業のマッチングの場の創出
 - (2) データーセンターなど情報系新産業の創出
 - (3) 産学官連携による研究開発、実用化、商品化の仕組みの構築
 - (4) 顧客満足度向上のための県内企業の情報化の促進
 - (5) 女性の能力活用の推進（就業機会拡大のための仕組みづくり）
 - (6) 次世代育成支援の情報化の推進
 - (7) 地域単位や活動単位の情報発信・共有の向上
 - (8) 情報サービス産業における人材育成
 - (9) ブロードバンドや教育コンテンツなど情報教育の環境向上とITを利用した教育ができる教員の養成
2. 知識の補完・相乗による知的共鳴により感動する社会の実現に向けて
 - (1) 地域資源のデジタル化と県民共有の推進
 - (2) 情報サービスの地産地消化とコミュニティビジネスの振興
 - (3) 携帯端末への街中情報の提供
 - (4) 地域マイスターの発掘とネットワーク化

3. 誰もがITの恩恵を享受できる社会の実現に向けて

- (1) 全県ブロードバンドの推進
- (2) 移動体通信サービス不感エリアの解消
- (3) 障害者の情報化の推進
- (4) バリアフリーに配慮したホームページの推進
- (5) 地域での情報リテラシー向上に向けた取組みの推進
- (6) 地域のITリーダーの育成

4. 生活利便性が実感できる社会の実現に向けて

- (1) 交通情報システムの推進
- (2) 道路情報の共有化等の推進
- (3) 県民利用の視点での地域総合サイトのリニューアル
- (4) 地上デジタル放送への円滑な対応
- (5) 電子県庁の推進
- (6) 市町村の電子自治体構築推進
- (7) 自治体におけるセキュリティ対策の推進
- (8) 県基幹高速通信ネットワークの外部機関の利用拡大

5. 安全・安心を実感できる社会の実現に向けて

- (1) 県基幹高速通信ネットワークの災害面への活用
- (2) 災害ポータルサイトの構築
- (3) 県河川・砂防情報システムの充実
- (4) 農畜産のトレーサビリティの推進
- (5) 電子カルテや遠隔医療の推進
- (6) 学校と保護者の情報共有の推進
- (7) 高齢者の一人暮らしを支える情報環境の構築
- (8) 犯罪防止や犯罪発生時の対応
- (9) 総合的なセキュリティ対策の推進

3 真室川町における情報化への取組

(1) 真室川町の概況

真室川町は、山形県の最北端に位置し、北部は秋田県、西部は飽海郡と接しています。町の総面積374.29平方キロメートル、山形県の4.0%、最上地域の20.8%を占めていますが、西側と北側及び東側の三方が急峻な山地で町土の87.6%が山林地帯となっています。

これらの山地から、数多くの支流が真室川と鮭川に流れ込み、平地はほとんどこれら河川の流域に小範囲に点在しており、南部には鮭川盆地に連続し開放的な地形をなしているほか、東南部には洪積大地が形成されています。

気象は、周囲の山岳の影響を受けて変わりやすい現象を示し、年平均気温は10.2で年間降水量は2,861mmに及んでいます。また最深積雪は271cmを記録する豪雪地帯で、さらに、夏は盆地特有の高温多湿と厳しい条件下にあります。

しかし、当町はこれらの自然条件の中で、豊かな森林資源に恵まれ、四季折々の景観と自然の恩恵を受けながら、独特の地域文化を脈々と築き上げ、育ててきました。

そして、昭和28年の町村合併促進法に基づき、昭和31年9月に真室川町・安楽城村・及位村の1町2村が合併し、新制真室川町として今日に至っています。

(2) 基本構想

平成13年3月に策定された第4次真室川町総合計画において、町の理念は“人がいてこそその町づくり”であり、町民一人ひとりが町を愛し、協働・参画しながら英知と創意を集結し、みんなが生き甲斐と住みよさを実感できる町づくりを目指しています。

また、町民・行政が一体となり、基本理念を実現するために「住みたいまち」づくり、「すこやかなまち」づくり、「ふれあいのまち」づくり、「であいのまち」づくり、「こだわりのまち」づくり、健全な行財政運営を基本目標としています。

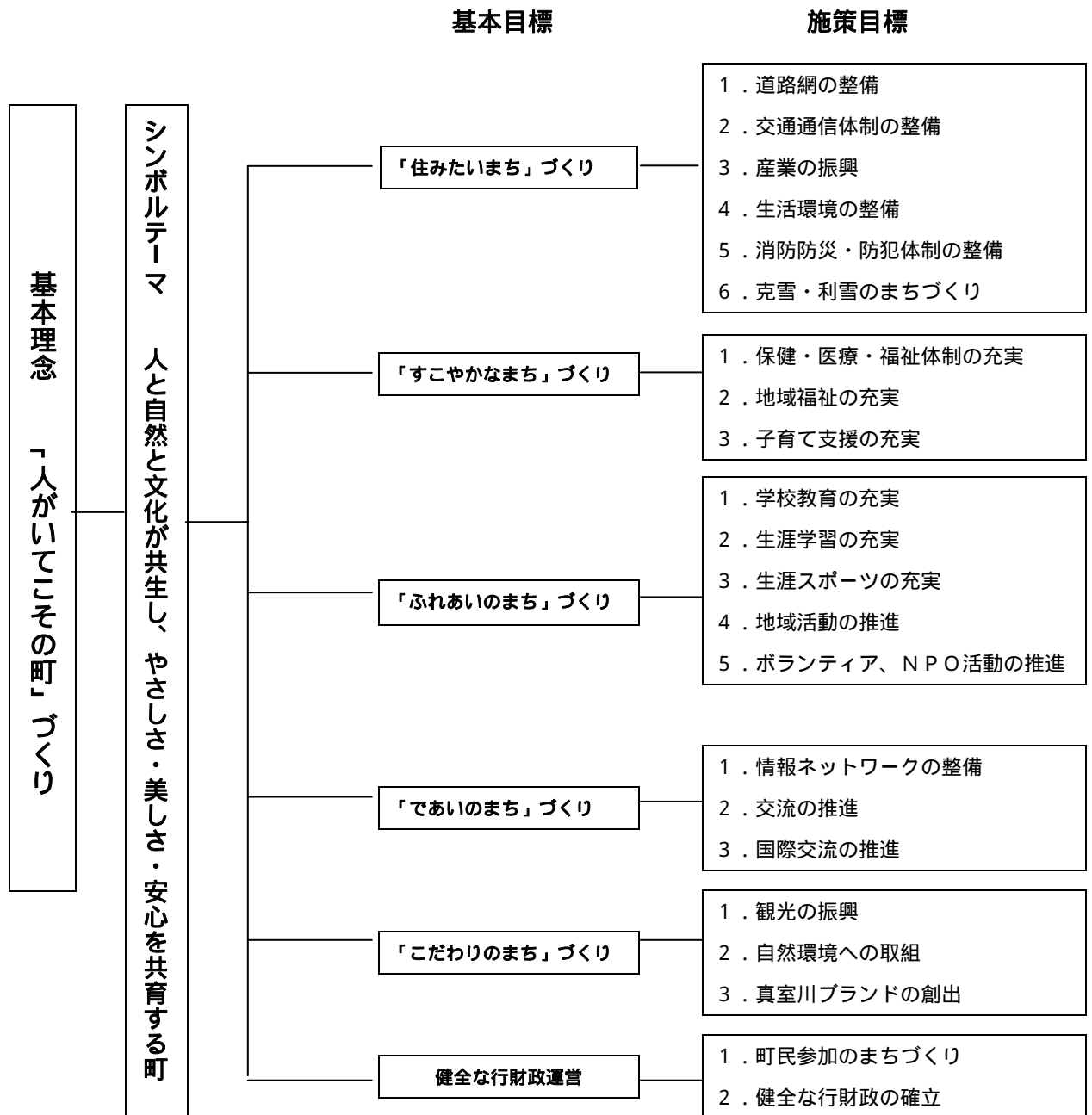
まちづくりのキャッチフレーズ

ゆめ・輝き・やすらぎ空間 真室川

シンボルテーマ

人と自然と文化が共生し、やさしさ・美しさ・安心を
共育する町

《第4次真室川町総合計画における施策体系》



(3) 本町を取り巻く状況

ア. 人口動向

本町の人口は、昭和30年のピーク時17,118人から平成17年までに約41%と大幅に減少した結果、10,054人と10,000人の大台割れ寸前の状況にあります。特に高齢者比率の上昇とともに若年者比率の低下が顕著であり、長期的な少子化傾向が続く今日、人口減少に歯止めをかけるのは困難と推測されます。

本町としては、産業振興や居住基盤・居住環境の整備を通じて、人口減少の減速に努める計画です。

H17.10.1 国勢調査

人口：10,054人(男4,823人 女5,231人)

世帯：2,749世帯(一世帯当たり3.65人)

H12.10.1 国勢調査 産業就業人口

総数：5,138人

一次：843人(16.4%)

二次：2,240人(43.6%)

三次：2,055人(40.0%)

イ. 産業動向

就業人口の減少は、総人口とりわけ若年層の減少により不可避と予想される中、適切な施策で産業の振興を図る必要があります。

第一次産業従事者の全就業人口に占める比率は、昭和50年には49%とほぼ半数に達していましたが、平成12年には16.4%にまで減少しています。農業は依然として基幹産業の地位を維持していますが、農産物価格の低迷・従事者の高齢化・後継者不足により厳しい経営を強いられています。耕作放棄地・休耕地の増加は環境も含め、地域社会への影響も考慮しなければならない状況にあります。

また、今後は他国との二国間 FTA(自由貿易協定)の交渉過程で、農産物輸入の大幅譲歩を迫られる可能性を否定できないことから、効果的な農業支援策の実施が急務となっています。

施策の方向としては、地域農業の担い手育成・女性の農業経営参画・生産組織の育成等の人的整備、農地集積・整備率42.3%に過ぎない圃場等の基礎的条件の整備を計画しています。また、同時に農村自然環境・伝承文化・観光資源整備も打ち出されています。

林業・漁業については、それぞれ計画的林種転換・造林・木材加工への転換・漆

器ブランド化および水産資源確保・河川環境の維持保全・地域特産品育成が掲げられています。

第二次産業従事者は、昭和50年には24.3%に過ぎなかったのが、平成12年には43.6%にまで増加しています。特に平成3年までは新庄中核工業団地への企業誘致促進から拡大を続けていた工業出荷額が減少に転じ、近年は低廉な海外製品との競争等、厳しい経営環境下で努力を続けている状況です。

町では製造業者を側面支援すべく、企業誘致や工業団地の整備による若年者のUターン・Iターン促進、地場産業振興と企業育成のための融資制度充実・女性の雇用拡大等により、生産拡大を図ることとしています。

第三次産業従事者は、昭和50年の全就業人口比26.6%から平成12年には40.0%まで上昇しています。

近年の全国的傾向である小売り業態の専門店化・大型ディスカウント店・ロードサイド店の進出が隣市に相次ぎ、本町での既存小売店の経営は一段と厳しい環境に晒されています。本町では、駅周辺整備を核に、地域住民との連携により商店街を町の顔として再活性化することを計画しています。

(4) 真室川町の情報化の現状

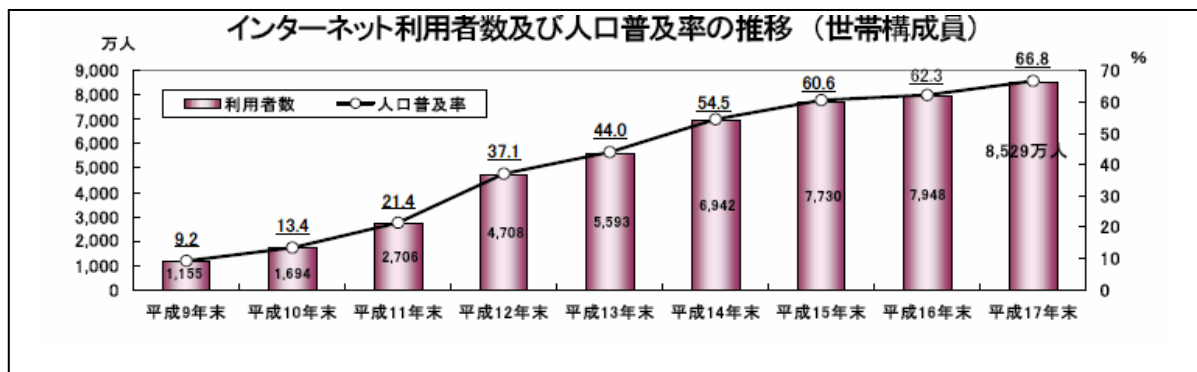
急速な情報通信技術の浸透により、社会のあらゆる分野でインターネットをはじめとする情報通信基盤が社会基盤として不可欠な要素となっています。国では、「2005年までに少なくとも3000万世帯が高速インターネットアクセス網に、また1000万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境の整備」について達成し、世界最高水準のブロードバンド環境が実現したとしています。しかし、当町においては、町中心部におけるADSLサービスによる50.1%のカバー率に限定されています。

今後、第4次真室川町総合計画に掲げられた基本構想を実現するために、情報の格差を少なくし、誰もが手軽に情報化の恩恵を受けられる環境づくりが必要となります。そこで、自治体統計資料と当町とを比較し、情報化の現状を調べました。

ア. インターネット

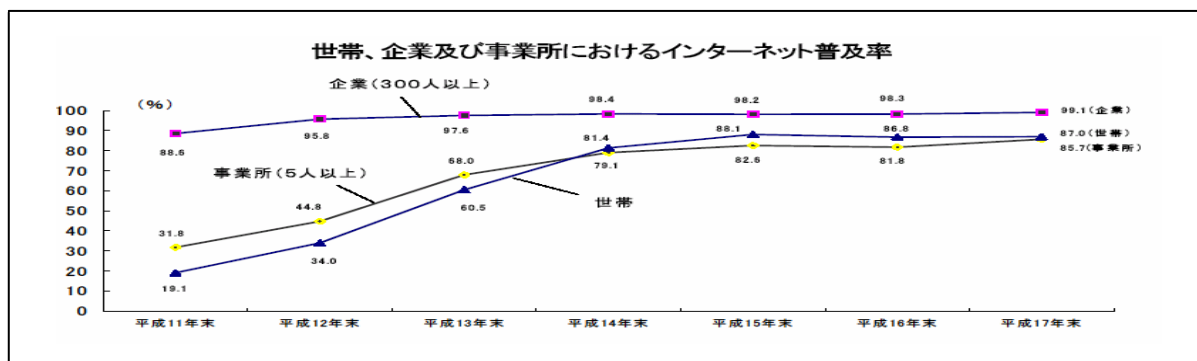
わが国のインターネット利用人口は、2005年には8,500万人を越え、企業においては99.1%の高い普及率を示しています。これらの数字が示すように、私たちの日常生活において、既にインターネットは必要不可欠なものになっているといえます。

我が国におけるインターネット普及状況



（総務省平成17年「通信利用動向調査」より）

世帯・企業・事業所でのインターネット普及率



（総務省平成17年「通信利用動向調査」より）

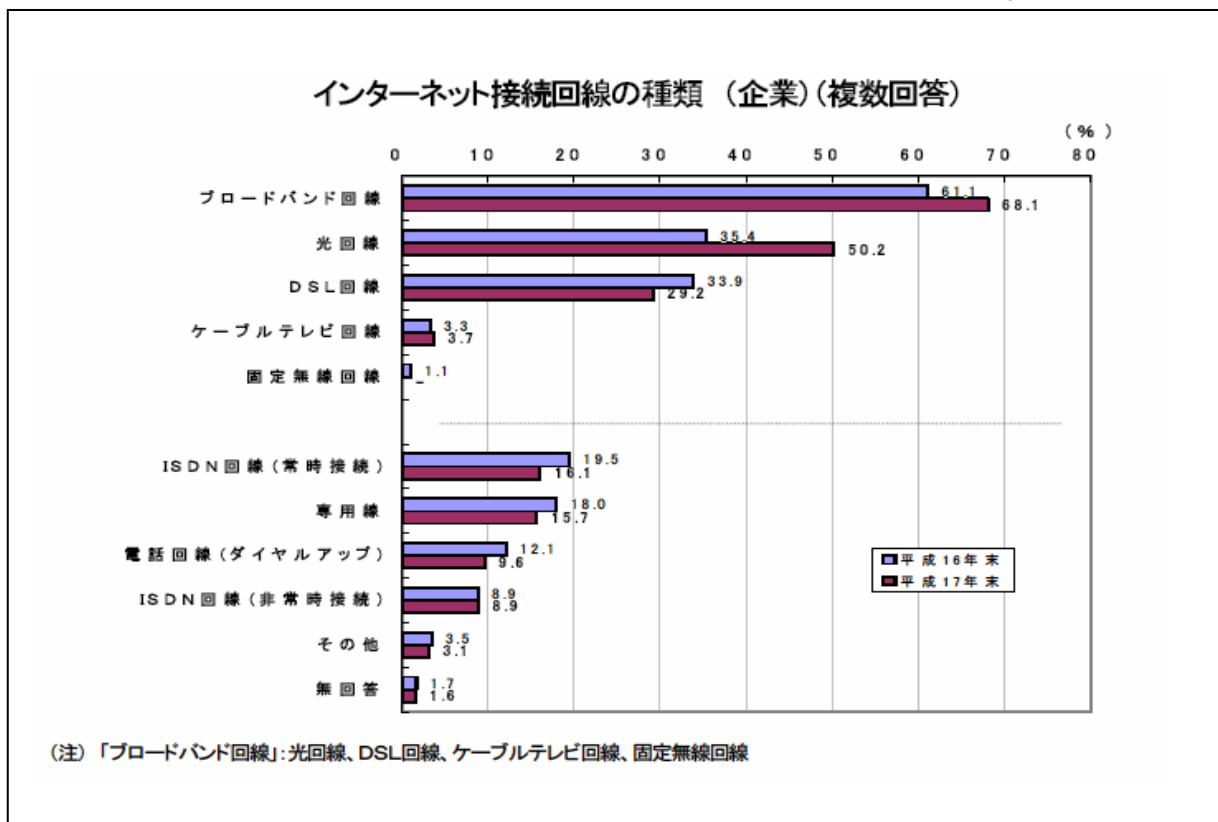
ウ．IT先進国家を目指しての動き

政府はIT国家戦略である「IT新改革戦略」(2006年1月IT戦略本部決定)において、行政サービス、医療、教育分野等でのIT利活用における国民満足度の向上、情報活用における格差是正、セキュリティ対策、防災・災害対策、企業経営におけるIT利活用による国際競争力の強化等日本社会の抱える社会的課題を改革していくために、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるユビキタスなネットワーク社会、世界最高のインフラ・潜在的な活用能力・技術環境を有する最先端IT国家を目指しています。

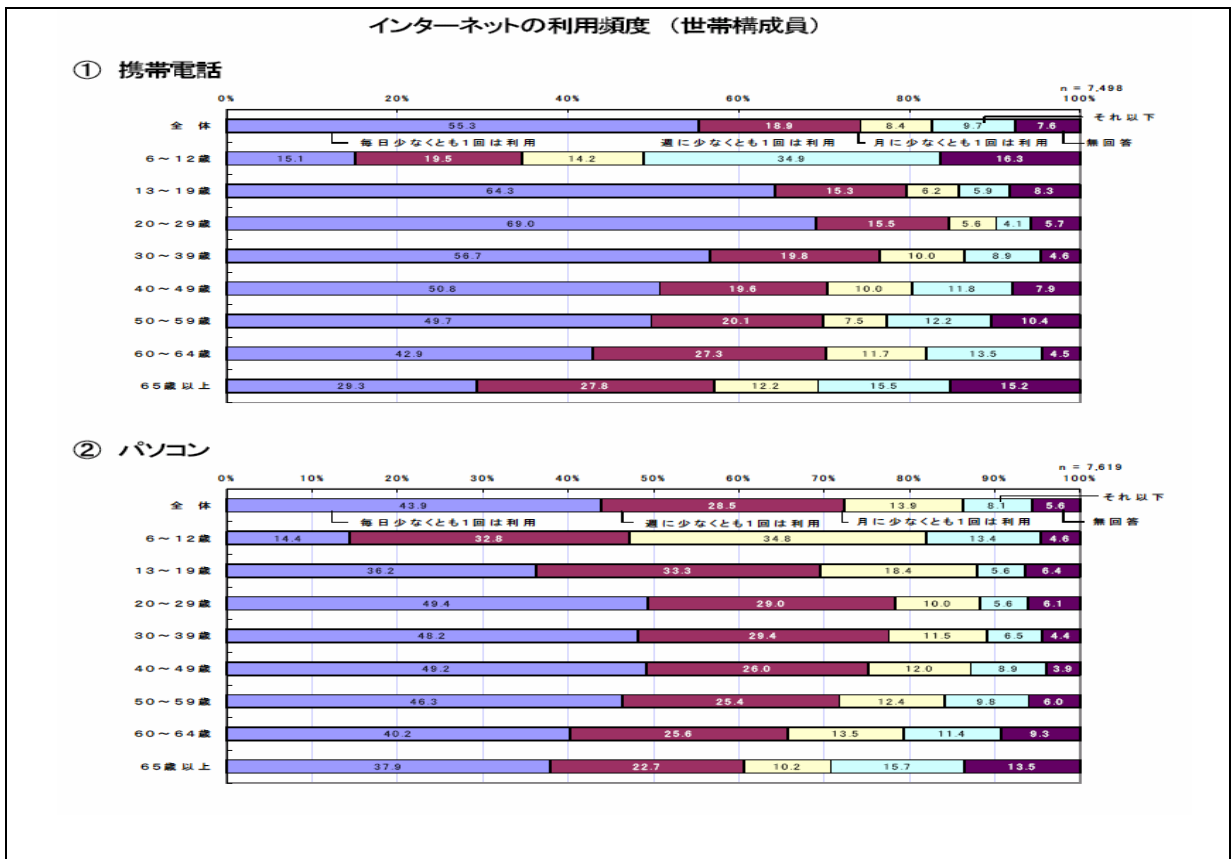
また、地方公共団体においても、高度な情報通信を最大限に活用し、住民サービスの向上などに取り組んでいます。

住民や企業が生活・企業活動支援として期待するものとしては、以下の図が示すとおり、コンテンツがブロードバンド対応となり、インターネット利用ツールの選択肢も増え、利用目的もビジネス、趣味と多岐にわたることから、時間と距離を超越することで地理的・空間的制約を克服できるよう高速通信網のインフラ整備等による情報通信格差の是正が求められています。

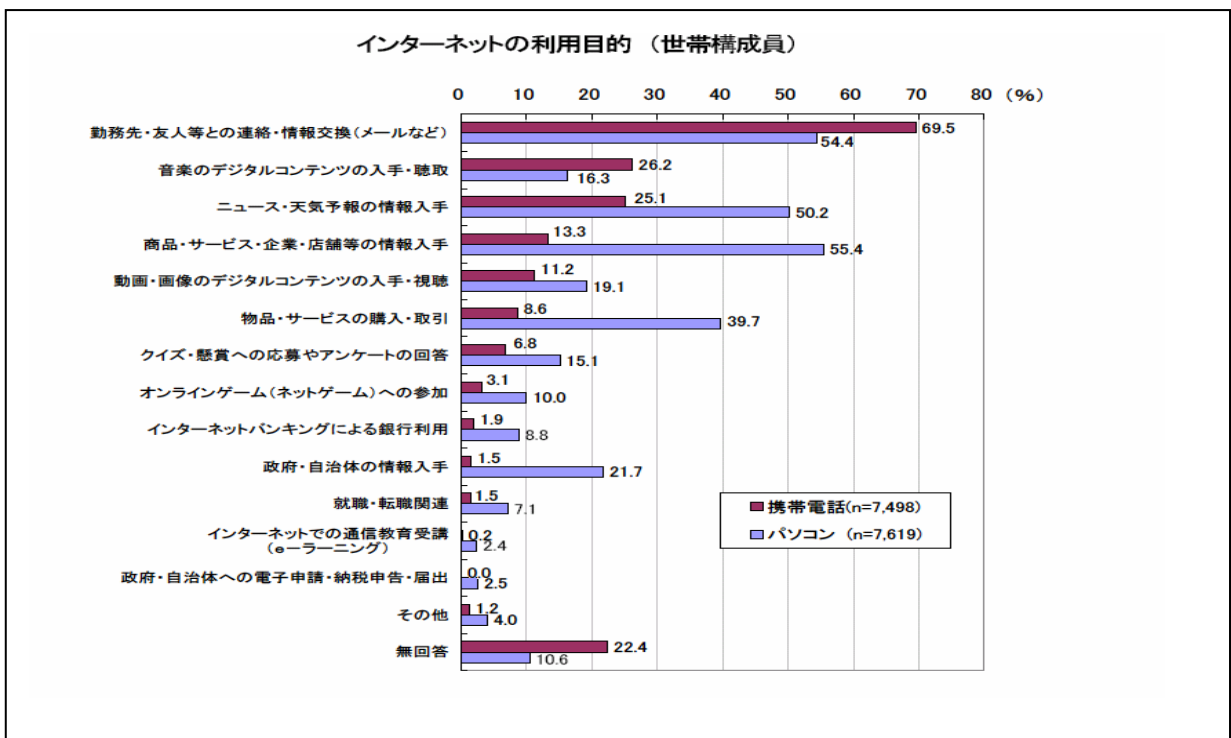
IT戦略本部は、本戦略を確実に遂行することで、世界に先駆けて2010年度にはITによる改革を完成し、わが国は持続的発展が可能な自律的で、誰もが主体的に社会の活動に参画できる協働型のIT社会に変貌することを宣言しています。



(総務省平成17年「通信利用動向調査」より)



（総務省平成17年「通信利用動向調査」より）



（総務省平成17年「通信利用動向調査」より）

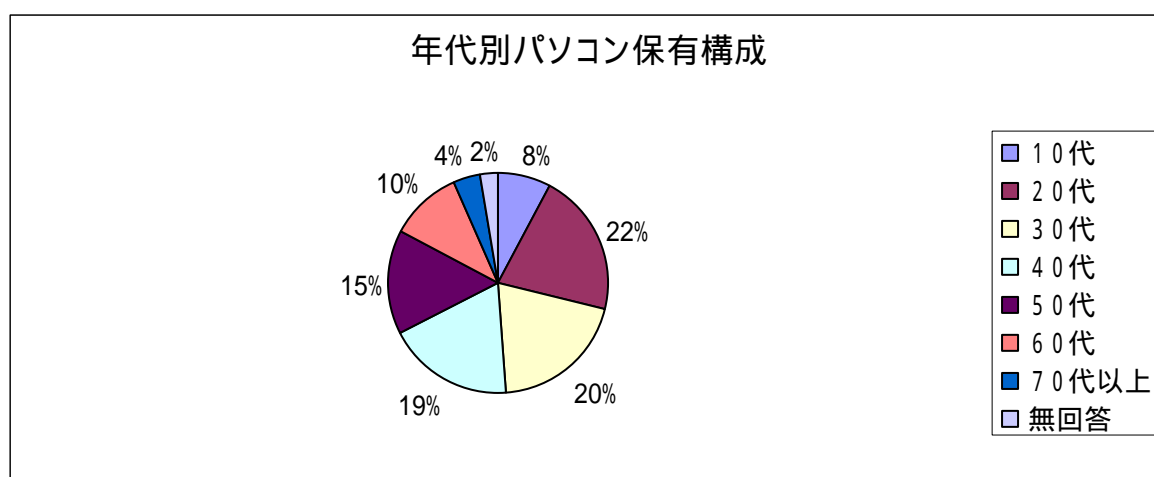
エ．町内の動向

真室川町では、平成15年9月に「真室川町情報化に関する住民アンケート」、平成18年9月に「真室川町地域情報化に関するアンケート」を実施し、1,969人から回答を得ました。

家庭におけるパソコンを保有している年代別の構成は、20代～40代が61%を占め、またパソコンの保有率も全体で43%となっており、6年前よりおよそ10%増加していることがわかります。

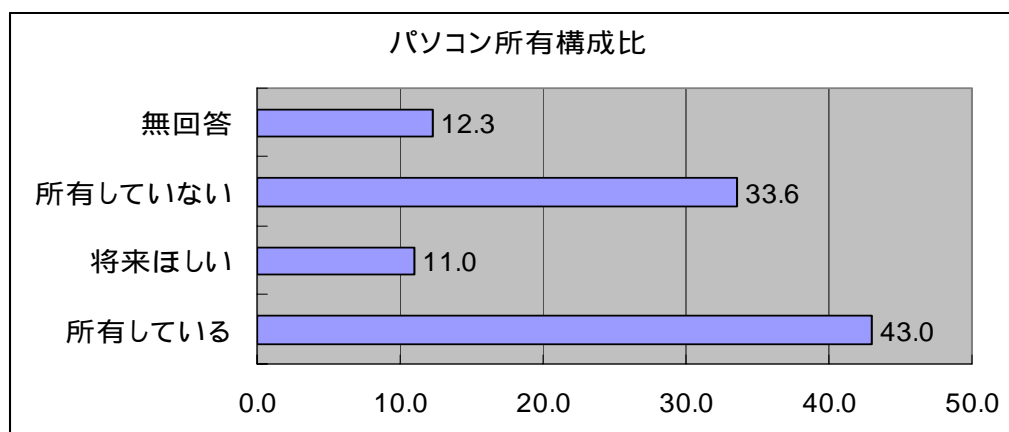
また、インターネット利用率（世帯利用率）は、27.6%と全国平均の66.8%（総務省平成17年通信利用動向調査より）と比較すると低く、利用していても現在の接続環境に60%が満足していない状況となっています。これは、当町の50.1%と県内で最も低いブロードバンドカバー率に起因すると考えられ、環境・条件整備などが大きな課題と言えます。

真室川町の年代別パソコン保有構成



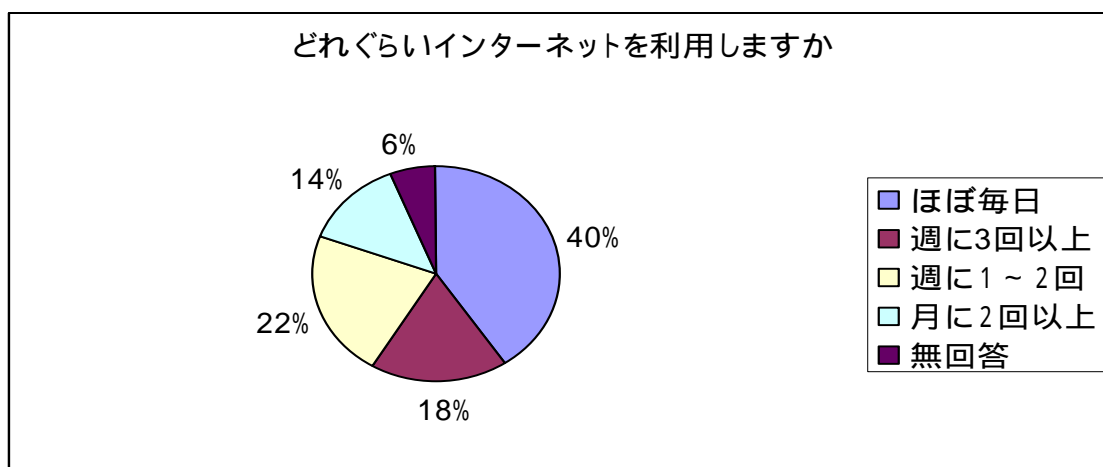
（平成18年度真室川町地域情報化に関するアンケートより）

真室川町のパソコン保有率



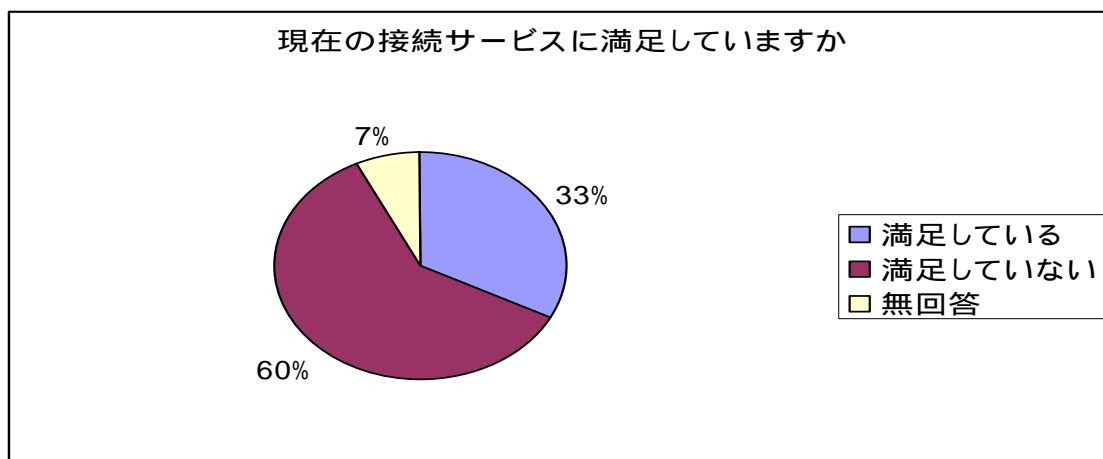
（平成18年度真室川町地域情報化に関するアンケートより）

真室川町民のインターネットを利用する頻度



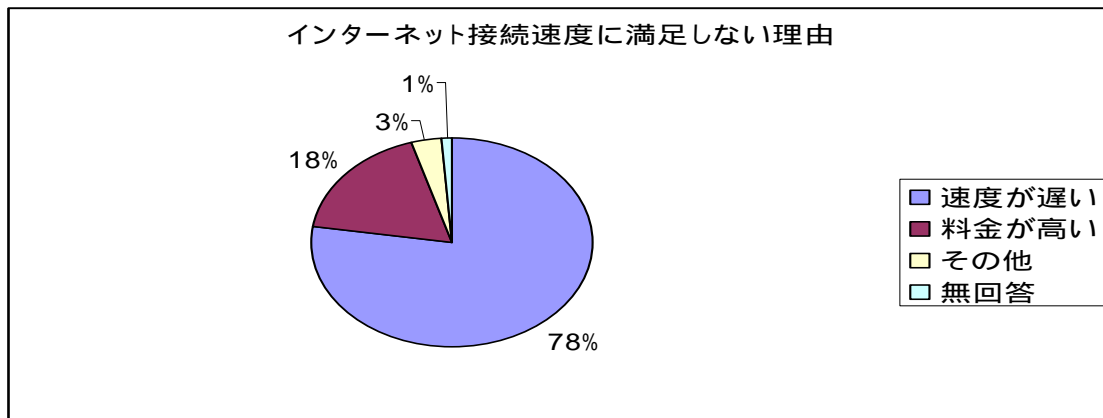
(平成18年度真室川町地域情報化に関するアンケートより)

真室川町民のインターネット接続速度に対する満足度



(平成18年度真室川町地域情報化に関するアンケートより)

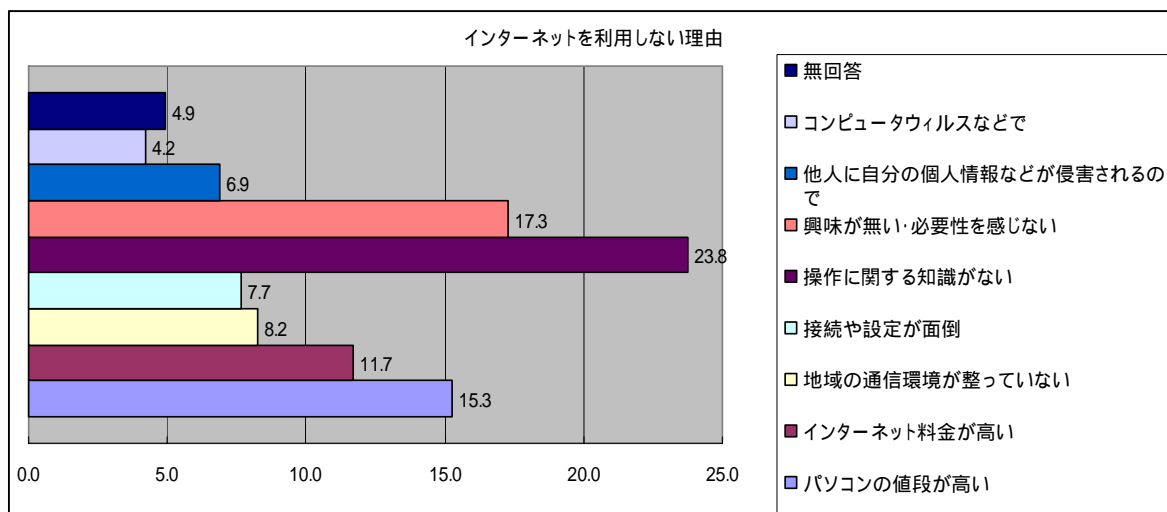
真室川町民のインターネット接続速度に満足しない理由



(平成18年度真室川町地域情報化に関するアンケートより)

インターネットを利用しない理由の第1位23.8%は、「パソコン等の操作に関する知識がない」と回答しており、「興味が無い・必要性を感じない」(17.3%)なども理由の上位にあることを考慮すると、常設のIT講習会などにも取り組み、町民のリテラシーの向上及びITの利便性の普及を行なっていく必要があります。

真室川町民のインターネットを利用しない理由

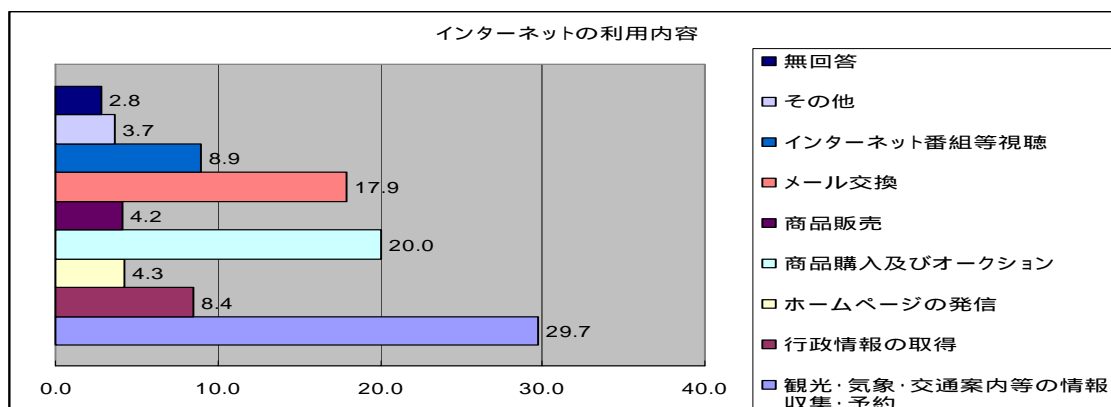


(平成18年度真室川町地域情報化に関するアンケートより)

インターネットの利用内容の第1位29.7%は、「観光・気象・交通案内等の情報収集・予約」の身近な情報閲覧です。また、最近の傾向として、「商品購入及びオークション」は20.0%、「インターネット番組等視聴」は8.9%と、インターネットで必要品を調達したり、インターネット番組(動画)の視聴を行なう割合は、増加傾向にあります。

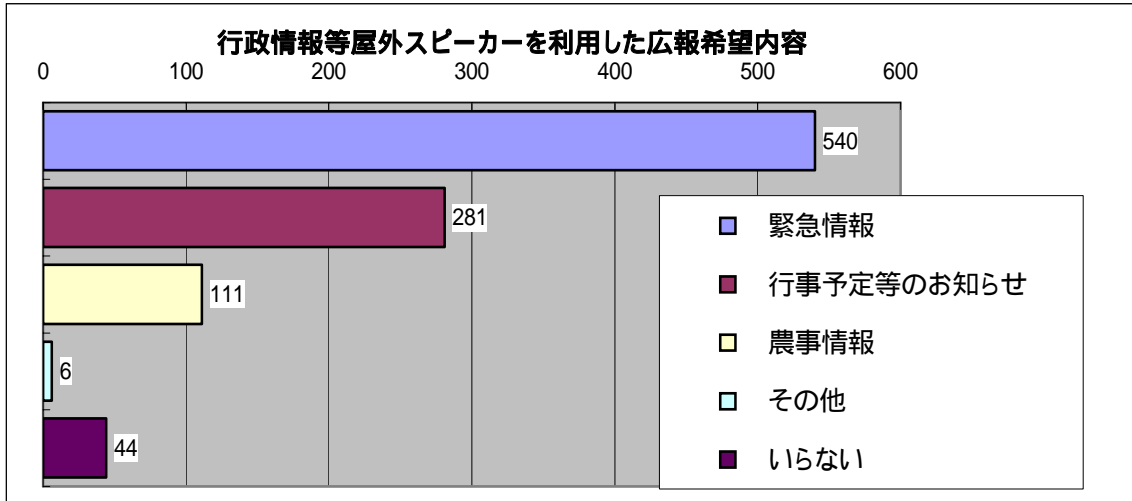
一方で、「行政情報の取得」は8.4%と低調で、ホームページからの行政情報などの閲覧も少なく、地域ポータルサイトとしての見直しが求められています。

真室川町民のインターネットの利用内容

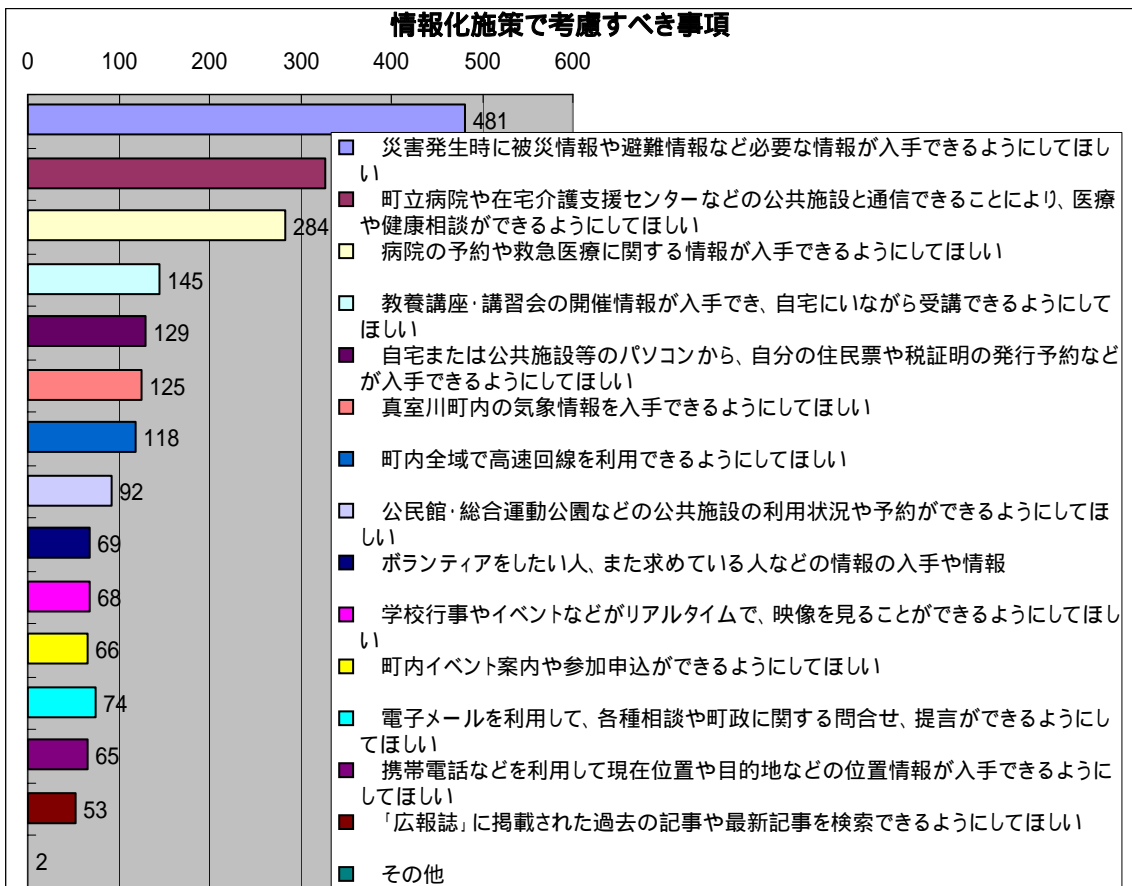


(平成18年度真室川町地域情報化に関するアンケートより)

インターネットのほか、屋外スピーカーを利用した広報や、今後の情報化施策で考慮すべき事項では、それぞれ第1位に、災害発生時に被災情報や避難情報など緊急情報を要望しており、町内全戸連絡などの通信インフラ整備が求められています。



(平成15年度真室川町情報化に関する住民アンケートより)



(平成15年度真室川町情報化に関する住民アンケートより)

オ．真室川町情報化に関する職員アンケート調査

平成 15 年 9 月全職員に「真室川町情報化に関する住民アンケート調査」を実施し、92 人から回答を得ました。

町ホームページ上での情報公開や手続き案内の掲載希望では、有効回答の 50% 以上には、本会議や常設委員会議事録の他、選挙開票情報、図書室利用や所蔵に関する情報、自治体統計情報、ボランティア支援情報、地理情報（統合型 GIS）、公共施設利用案内や予約情報、災害情報、落札情報などがあります。

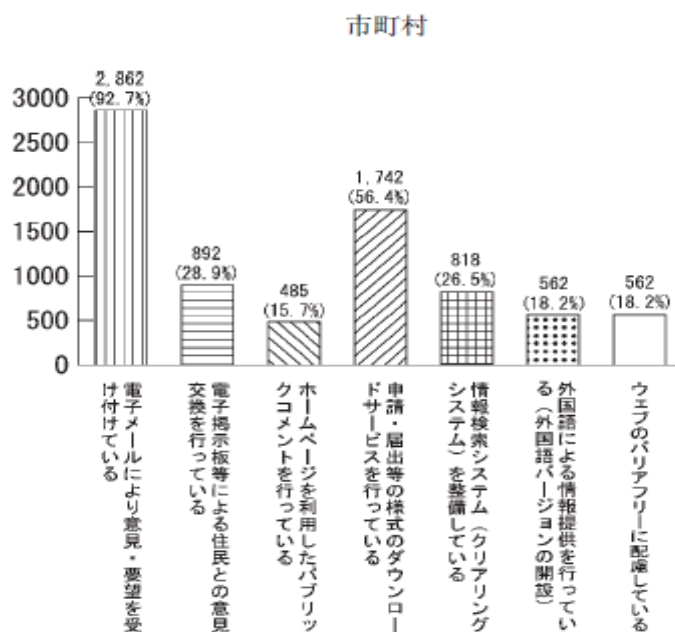
また平成 16 年 10 月（財）地方自治情報センター発行「地方自治情報管理概要」の全国 3,123 市町村の調査によれば、ホームページ開設は 98.8% に達し、その内容は電子メールによる住民との意見・要望を受け付けている 92.7%、申請・届出等の様式のダウンロードサービスを行っている 56.4% と以前の行政・イベント情報紹介、観光・物産情報等の紹介だけに限らず、住民の利便性の向上を目指した内容が主流となっています。

職員希望の第 1 位の本会議や常設委員会議事録掲載は、全国 1,108 団体が本会議での審議日程・項目掲示や 657 団体が本会議の議事録を掲載、そして 108 団体が本会議・常設委員会をインターネットで中継しています。

ホームページは、日々情報の更新やコンテンツ整備が重要で、平成 16 年度に地域イントラネット基盤施設整備事業及び情報通信システム整備促進事業で整備を行ったアプリケーションを活用しながら、全庁を上げて計画的に取り組むことが求められています。

【ホームページ掲載内容】

出典：（財）地方自治情報センター平成 16 年 10 月「地方自治情報管理概要」



【ホームページ情報公開・手続き案内掲載希望項目】

○: ホームページで掲載済み

◎: 今後掲載をしたい

| 分野 | 主担当と考えられる課 | 項目 | ○ | ◎ | 計 | 空白 |
|-----------|------------|---|----|----|----|----|
| 議事内容 | 議会事務局 | 本会議議事録 | 28 | 2 | 30 | 62 |
| 選挙 | 住民福祉課 | 開票情報（投票率、開票速報、当選情報等） | 28 | 2 | 30 | 62 |
| 図書室 | 教育課 | 図書室の利用に関する手続案内 | 25 | 8 | 33 | 59 |
| 図書室 | 教育課 | 図書室の蔵書に関する情報 | 25 | 6 | 31 | 61 |
| 議事内容 | 議会事務局 | 常設委員会議事録 | 25 | 2 | 27 | 65 |
| 広報 | 企画情報課 | 自治体に関する統計情報 | 24 | 9 | 33 | 59 |
| ボランティア活動 | 企画情報課 | 行政のボランティア活動支援に関する情報 | 24 | 2 | 26 | 66 |
| 地理情報 | 地域整備課 | 地理情報（建築基準法道路、地区計画、宅地造成工事規制区域等） | 23 | 6 | 29 | 63 |
| 地理情報 | 税務出納課 | 地価動向（基準地価格） | 23 | 3 | 26 | 66 |
| 公共施設 | 教育課 | 公共施設（公民館、スポーツ施設、生涯教育施設）の利用に関する手続案内 | 22 | 18 | 40 | 52 |
| 防災 | 総務課 | 災害状況（避難勧告、警報等） | 22 | 9 | 31 | 61 |
| 選挙 | 住民福祉課 | 投票方法（不在者投票等）に関する情報 | 22 | 2 | 24 | 68 |
| 調達・入札 | 総務課 | 落札情報（落札業者、落札価格等） | 22 | 2 | 24 | 68 |
| ボランティア活動 | 企画情報課 | ボランティア活動団体に関する情報 | 22 | 2 | 24 | 68 |
| 防災 | 総務課 | 災害対策情報（危険箇所、避難方法等） | 20 | 14 | 34 | 58 |
| 調達・入札 | 総務課 | 公告（入札参加資格、入札参加手続等） | 20 | 6 | 26 | 66 |
| 公共施設 | 教育課 | 各公共施設（公民館、スポーツ施設、生涯教育施設）に関する案内（所在地、開館情報等） | 19 | 17 | 36 | 56 |
| 企業融資・企業助成 | 企画情報課 | 企業融資（中小企業制度資金等）に関する情報 | 17 | 12 | 29 | 63 |
| 介護サービス | 保健医療課 | 介護施設利用に関する手続案内 | 16 | 18 | 34 | 58 |
| 広報 | 企画情報課 | 広報誌（財政状況、職員給与実態） | 16 | 16 | 32 | 60 |
| 企業融資・企業助成 | 企画情報課 | 企業助成・優遇制度に関する情報 | 16 | 13 | 29 | 63 |
| 医療施設・健康診断 | 病院事務局 | 医療施設（診療所・病院等）に関する情報 | 14 | 24 | 38 | 54 |
| 介護サービス | 保健医療課 | 介護サービス利用に関する手続案内 | 14 | 20 | 34 | 58 |
| 福祉手当 | 住民福祉課 | 障害者手当に関する手続案内 | 14 | 19 | 33 | 59 |
| 公営住宅 | 地域整備課 | 公営住宅入居の抽選結果情報 | 14 | 5 | 19 | 73 |
| 調達・入札 | 総務課 | 随意契約に関する内容（契約書、積算根拠等） | 14 | 2 | 16 | 76 |
| 観光 | 産業課 | 地域観光情報（名所、特産物、宿泊施設等） | 13 | 22 | 35 | 57 |
| 観光 | 産業課 | 地域イベント開催情報（学術祭、スポーツ大会等） | 13 | 22 | 35 | 57 |
| 福祉手当 | 住民福祉課 | 児童手当に関する手続案内 | 13 | 20 | 33 | 59 |
| ごみ | 環境整備課 | 大型ごみの処理に関する手続案内 | 12 | 22 | 34 | 58 |
| ごみ | 環境整備課 | 一般ごみの処理に関する手続案内（分別、回収方法等） | 12 | 22 | 34 | 58 |
| 公営住宅 | 地域整備課 | 公営住宅入居に関する手続案内 | 12 | 19 | 31 | 61 |
| 医療施設・健康診断 | 保健医療課 | 健康診断等に関する情報 | 11 | 25 | 36 | 56 |
| 各種証明書 | 住民福祉課 | 住民票の写しの発行申請に関する手続案内 | 11 | 24 | 35 | 57 |
| 税 | 税務出納課 | 個人住民税納付に関する手続案内 | 11 | 23 | 34 | 58 |
| 税 | 税務出納課 | 固定資産税・都市計画税納付に関する手続案内 | 11 | 23 | 34 | 58 |
| 保険関連 | 保健医療課 | 介護保険に関する手続案内 | 11 | 22 | 33 | 59 |
| 各種提出 | 住民福祉課 | 住民異動（転入、転出、転居等）の届出に関する手続案内 | 10 | 26 | 36 | 56 |
| 各種証明書 | 住民福祉課 | 印鑑登録証明書の発行申請に関する手続案内 | 10 | 24 | 34 | 58 |
| 保険関連 | 住民福祉課 | 国民健康保険に関する手続案内 | 10 | 19 | 29 | 63 |
| 各種提出 | 住民福祉課 | 印鑑登録に関する手続案内 | 8 | 26 | 34 | 58 |
| その他 | | | 0 | 3 | 3 | 89 |
| その他 | | | 0 | 2 | 2 | 90 |